

条 例 議 案 の 概 要

—平成28年6月定例会—

目 次

議案第 73 号	盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 74 号	盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例 の一部を改正する条例について	4
議案第 75 号	盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の 一部を改正する条例について	7
議案第 76 号	盛岡市農山村地域公園条例について	9
議案第 77 号	盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について	10
議案第 78 号	盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について	12
議案第 79 号	盛岡市アイスアリーナ条例の一部を改正する条例について	16
議案第 88 号	専決処分につき承認を求めることについて (盛岡市市税条例等の一部を改正する条例)	23

議案第 73 号

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）による地域生活支援事業において、申請時等における市民の利便性向上のため、利用する特定個人情報を追加しようとするものである。

2 改正の内容

地域生活支援事業の実施に関する事務の処理において利用する、次に掲げる特定個人情報を別表第2に加える。

- (1) 障害者関係情報（身体障害者手帳，精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者に関する情報）
- (2) 生活保護関係情報（生活保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報）
- (3) 障害児福祉手当，特別障害者手当又は福祉手当の支給に関する情報
- (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報（永住帰国した中国残留邦人等に対する支援給付又は特定配偶者に対する配偶者支援金の支給に関する情報）
- (5) 外国人生活保護等関係情報（生活に困窮する外国人を対象として行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報）

3 施行期日

公布の日

4 スケジュール

平成28年6月下旬 条例公布

7月下旬まで 当該事務の県による事前審査

9月下旬まで 県による事前審査後に市から個人情報保護委員会に届出

12月下旬まで 個人情報保護委員会による届出内容の審査

審査が終了次第，届出内容の公表

平成29年7月（予定） 国・地方公共団体における情報連携の開始

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市個人番号の利用等に関する条例 平成27年12月24日条例第47号 改正 <u>平成28年6月 日条例第 号</u> 盛岡市個人番号の利用等に関する条例</p>	<p>○盛岡市個人番号の利用等に関する条例 平成27年12月24日条例第47号 改正 盛岡市個人番号の利用等に関する条例</p>
<p>第1条及び第2条 略 (個人番号の利用範囲等)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務</p> <p>(2) 別表第2の左欄に掲げる機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するものを必要な限度で利用して処理する同表の中欄に掲げる事務</p> <p>(3) 市の機関が別表第2の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するもの(当該保有する特定個人情報のうち生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。))については、生活に困窮する外国人を対象として同法を準用して行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護等関係情報」という。)を含むものとする。)を必要な限度で利用して処理する同表の事務の欄に掲げる事務</p> <p>2 前項第2号又は第3号の事務において、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該特定個人情報の提供を受けるものとする。</p> <p>3 第1項第2号又は第3号の事務において、当該事務で利用する特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その他の規程</p>	<p>第1条及び第2条 略 (個人番号の利用範囲等)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務</p> <p>(2) 別表第2の左欄に掲げる機関が同表の右欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するものを必要な限度で利用して処理する同表の中欄に掲げる事務</p> <p>(3) 市の機関が別表第2の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するもの(当該保有する特定個人情報のうち生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。))については、生活に困窮する外国人を対象として同法を準用して行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護等関係情報」という。)を含むものとする。)を必要な限度で利用して処理する同表の事務の欄に掲げる事務</p> <p>2 前項第2号又は第3号の事務において、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該特定個人情報の提供を受けるものとする。</p> <p>3 第1項第2号又は第3号の事務において、当該事務で利用する特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例、規則その他の規程</p>

改正後	改正前																		
<p>の規定により義務付けられているときは、当該事務における特定個人情報の利用を当該書面の提出とみなす。</p> <p>第4条及び第5条 略 附 則 略 <u>附 則(平成28年条例第 号)</u> この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第1 略 別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 60%;">事務</th> <th style="width: 30%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~12 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>13 市長</td> <td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	1~12 略	略	略	13 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	<p>の規定により義務付けられているときは、当該事務における特定個人情報の利用を当該書面の提出とみなす。</p> <p>第4条及び第5条 略 附 則 略</p> <p>別表第1 略 別表第2(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 60%;">事務</th> <th style="width: 30%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~12 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>13 市長</td> <td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	1~12 略	略	略	13 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
機関	事務	特定個人情報																	
1~12 略	略	略																	
13 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの																	
機関	事務	特定個人情報																	
1~12 略	略	略																	
13 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの																	

改正後			改正前		
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの			
		外国人生活保護等関係情報であつて規則で定めるもの			
14~16 略略		略	14~16 略略		略
別表第3 略			別表第3 略		

議案第 74 号

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国の例に準じ、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げようとするものである。

2 改正の内容

選挙運動の公営に要する経費に係る限度額を次のとおり引き上げる。

(1) 一般運送契約以外の契約による選挙運動用自動車の使用

区分	改正前	改正後
選挙運動用自動車の借入れ費用（1日につき）	1万 5,300円	1万 5,800円
選挙運動用自動車の燃料費（1日につき）	7,350円	7,560円

(2) 選挙運動用ビラの作成

区分	改正前	改正後
選挙運動用ビラの作成費（1枚につき）	7円30銭	7円51銭

(3) 選挙運動用ポスターの作成

区分	改正前	改正後
企画費及びポスター掲示場の数 500までの分に係る作成費	55万 7,115円	57万 3,030円
選挙運動用ポスター掲示場の数から 500を控除した数の分に係る作成費（1枚につき）	26円73銭	27円50銭

3 施行期日

公布の日

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成6年9月30日条例第31号 改正 略</p> <p style="text-align: center;">平成28年6月 日条例第 号</p> <p>盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(選挙運動用自動車の使用における公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用されるときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が6万4,500円を超えるときは、6万4,500円)の合計金額</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」</p>	<p>○盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成6年9月30日条例第31号 改正 略</p> <p>盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(選挙運動用自動車の使用における公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用されるときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が6万4,500円を超えるときは、6万4,500円)の合計金額</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」</p>

改正後	改正前
<p>という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用されるときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円を超えるときは、1万5,800円)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定に基づく候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用されるときは、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が1万2,500円を超えるときは、1万2,500円)の合計金額</p> <p>第5条 略</p> <p>(選挙運動用ピラの作成の公営)</p> <p>6条 候補者(市長の選挙の場合に限る。)は、7円51銭に法第142条第1項第6号のピラ(以下「選挙運動用ピラ」という。)の作成枚数(当該作成枚数が同号に定める枚数を超えるときは、同号に定める枚数)を乗じ</p>	<p>という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用されるときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,300円を超えるときは、1万5,300円)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,350円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定に基づく候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用されるときは、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が1万2,500円を超えるときは、1万2,500円)の合計金額</p> <p>第5条 略</p> <p>(選挙運動用ピラの作成の公営)</p> <p>6条 候補者(市長の選挙の場合に限る。)は、7円30銭に法第142条第1項第6号のピラ(以下「選挙運動用ピラ」という。)の作成枚数(当該作成枚数が同号に定める枚数を超えるときは、同号に定める枚数)を乗じ</p>

改正後	改正前
<p>て得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>第7条 略</p> <p>(選挙運動用ビラの作成における公費の支払)</p> <p>第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超えるときは、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公営)</p> <p>第9条 候補者は、27円50銭に法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の掲示場の数から500を控除して得た数を乗じて得た金額に57万3,030円を加えた金額を選挙運動用ポスターの掲示場の数で除して得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が選挙運動用ポスターの掲示場の数に相当する数を超えるときは、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>第10条から第12条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成28年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>て得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>第7条 略</p> <p>(選挙運動用ビラの作成における公費の支払)</p> <p>第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円30銭を超えるときは、7円30銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公営)</p> <p>第9条 候補者は、26円73銭に法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の掲示場の数から500を控除して得た数を乗じて得た金額に55万7,115円を加えた金額を選挙運動用ポスターの掲示場の数で除して得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が選挙運動用ポスターの掲示場の数に相当する数を超えるときは、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>第10条から第12条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>2 改正後の盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会議員及び市長の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された市議会議員及び市長の選挙については、なお従前の例による。</p>	

議案第 75 号

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令第 168号）の改正を受けて、復興産業集積区域において施設等を新設し、又は増設した個人事業者又は法人に対する固定資産税の課税免除の要件である指定事業者又は指定法人としての指定を受ける期間を1年延長しようとするものである。

2 改正の内容

指定事業者又は指定法人として県からの指定を受ける期限を平成28年3月31日から平成29年3月31日に改める。

3 施行期日

公布の日

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 平成24年12月25日条例第38号 改正 平成28年6月 日条例第 号</p> <p>盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 第1条 略 (課税免除の適用)</p> <p>第2条 東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成23年総務省令第168号。以下「令」という。)第1条第1号に規定する対象施設等を新設し、又は増設した者(当該事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは法第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって令第1条第1号に規定する認定日から平成29年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。)について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(同号に規定する認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。</p> <p>第3条から第6条まで 略 附 則 略 附 則(平成28年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>○盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 平成24年12月25日条例第38号</p> <p>盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 第1条 略 (課税免除の適用)</p> <p>第2条 東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成23年総務省令第168号。以下「令」という。)第1条第1号に規定する対象施設等を新設し、又は増設した者(当該事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは法第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって令第1条第1号に規定する認定日から平成28年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。)について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(同号に規定する認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限り、その課税を免除する。</p> <p>第3条から第6条まで 略 附 則 略</p>

議案第 76 号

盛岡市農山村地域公園条例について

1 制定の趣旨

農山村地域におけるレクリエーション等の野外活動を通じて、市民の保健及び休養に資するとともに、市民の交流の促進を図るため、農山村地域公園を設置し、その管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 名称及び位置

名称	位置
盛岡市サクラパーク姫神	盛岡市日戸字姥懐36番地64

(2) 開設期間 4月1日から11月30日まで

(3) 管理 指定管理者に行わせるものとする。

3 施行期日

規則で定める日。ただし、指定管理者の指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

4 施設の概要

(1) 敷地面積 400,486㎡

(2) 設置機能

- ア お出迎えゾーン 駐車場, トイレ1棟
- イ 休憩ゆったりゾーン 芝生広場, 東屋 (40人収容, 炊事場併設)
- ウ 親水ゾーン 親水広場, 散策路
- エ 森林浴・紅葉ゾーン 見晴らし台, 遊歩道
- オ 眺めのゾーン 展望台地, 散策路

議案第 77 号

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山二丁目アパート1号館、市営青山二丁目アパート2号館及び市営青山二丁目アパート3号館を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

別表から市営青山二丁目アパート1号館、市営青山二丁目アパート2号館及び市営青山二丁目アパート3号館を削る。

3 施行期日

平成28年7月1日

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号 改正 略 平成28年6月 日条例第 号 盛岡市改良住宅条例 第1条から第41条まで 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号) この条例は、平成28年7月1日から施行する。					○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号 改正 略 盛岡市改良住宅条例 第1条から第41条まで 略 附 則 略				
別表 (第3条関係)					別表 (第3条関係)				
名称	位置	竣(しゆん)工年度	戸数	構造	名称	位置	竣(しゆん)工年度	戸数	構造
市営盛岡駅前アパート1号館	盛岡市盛岡駅前北通	昭48	32	中層耐火5階建	市営盛岡駅前アパート1号館	盛岡市盛岡駅前北通	昭48	32	中層耐火5階建
市営盛岡駅前アパート2号館	盛岡市盛岡駅前北通	昭54	21	中層耐火5階建	市営盛岡駅前アパート2号館	盛岡市盛岡駅前北通	昭54	21	中層耐火5階建
					市営青山三丁目アパート1号館	盛岡市青山三丁目	昭40	24	中層耐火3階建
					市営青山三丁目アパート2号館	盛岡市青山三丁目	昭41	24	中層耐火3階建
					市営青山三丁目アパート3号館	盛岡市青山三丁目	昭41	24	中層耐火3階建
市営青山三丁目アパート14号館	盛岡市青山三丁目	昭44	48	中層耐火3階建	市営青山三丁目アパート14号館	盛岡市青山三丁目	昭44	48	中層耐火3階建

改正後					改正前				
市営青山三丁目アパート15号館	盛岡市青山三丁目	昭45	18	中層耐火5階建	市営青山三丁目アパート15号館	盛岡市青山三丁目	昭45	18	中層耐火5階建

議案第 78 号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市・都南村合併建設計画に基づき整備を進めている盛岡市見前南地区公民館を設置しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 名称及び位置

名称	位置
盛岡市見前南地区公民館	盛岡市西見前13地割50番地

(2) 開館時間 午前9時から午後9時まで

(3) 休館日 毎月第3木曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 使用料

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
ホール	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円
調理室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
視聴覚室	1,400円	1,800円	1,400円	3,200円	3,200円	4,600円
研修室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
工芸室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円

備考 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

(5) 管理 指定管理者に行わせるものとする。

3 施行期日

教育委員会規則で定める日。ただし、指定管理者の指定の手続等は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

改正後	改正前																																																						
<p>○盛岡市公民館条例 昭和55年3月28日条例第21号 改正 略 平成28年6月 日条例第 号</p> <p>盛岡市公民館条例 盛岡市公民館に関する条例（昭和35年条例第10号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 公民館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市中央公民館</td> <td>盛岡市愛宕町14番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市上田公民館</td> <td>盛岡市上田四丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市河南公民館</td> <td>盛岡市松尾町3番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市都南公民館</td> <td>盛岡市永井24地割10番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市西部公民館</td> <td>盛岡市南青山町6番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浜民公民館</td> <td>盛岡市浜民字鶴塚55番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 盛岡市上田公民館に次表のとおり地区公民館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市松園地区公民館</td> <td>盛岡市東松園二丁目5番3号</td> </tr> </tbody> </table> <p>盛岡市都南公民館に次表のとおり地区公民館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市見前地区公民館</td> <td>盛岡市津志田中央二丁目9番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市飯岡地区公民館</td> <td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市乙部地区公民館</td> <td>盛岡市乙部6地割79番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市見前南地区公民館</td> <td>盛岡市西見前13地割50番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市中央公民館	盛岡市愛宕町14番1号	盛岡市上田公民館	盛岡市上田四丁目1番1号	盛岡市河南公民館	盛岡市松尾町3番1号	盛岡市都南公民館	盛岡市永井24地割10番地1	盛岡市西部公民館	盛岡市南青山町6番1号	盛岡市浜民公民館	盛岡市浜民字鶴塚55番地	名称	位置	盛岡市松園地区公民館	盛岡市東松園二丁目5番3号	名称	位置	盛岡市見前地区公民館	盛岡市津志田中央二丁目9番1号	盛岡市飯岡地区公民館	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市乙部地区公民館	盛岡市乙部6地割79番地1	盛岡市見前南地区公民館	盛岡市西見前13地割50番地	<p>○盛岡市公民館条例 昭和55年3月28日条例第21号 改正 略</p> <p>盛岡市公民館条例 盛岡市公民館に関する条例（昭和35年条例第10号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 公民館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市中央公民館</td> <td>盛岡市愛宕町14番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市上田公民館</td> <td>盛岡市上田四丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市河南公民館</td> <td>盛岡市松尾町3番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市都南公民館</td> <td>盛岡市永井24地割10番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市西部公民館</td> <td>盛岡市南青山町6番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浜民公民館</td> <td>盛岡市浜民字鶴塚55番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 盛岡市上田公民館に次表のとおり地区公民館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市松園地区公民館</td> <td>盛岡市東松園二丁目5番3号</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 盛岡市都南公民館に次表のとおり地区公民館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市見前地区公民館</td> <td>盛岡市津志田中央二丁目9番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市飯岡地区公民館</td> <td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市乙部地区公民館</td> <td>盛岡市乙部6地割79番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市中央公民館	盛岡市愛宕町14番1号	盛岡市上田公民館	盛岡市上田四丁目1番1号	盛岡市河南公民館	盛岡市松尾町3番1号	盛岡市都南公民館	盛岡市永井24地割10番地1	盛岡市西部公民館	盛岡市南青山町6番1号	盛岡市浜民公民館	盛岡市浜民字鶴塚55番地	名称	位置	盛岡市松園地区公民館	盛岡市東松園二丁目5番3号	名称	位置	盛岡市見前地区公民館	盛岡市津志田中央二丁目9番1号	盛岡市飯岡地区公民館	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市乙部地区公民館	盛岡市乙部6地割79番地1
名称	位置																																																						
盛岡市中央公民館	盛岡市愛宕町14番1号																																																						
盛岡市上田公民館	盛岡市上田四丁目1番1号																																																						
盛岡市河南公民館	盛岡市松尾町3番1号																																																						
盛岡市都南公民館	盛岡市永井24地割10番地1																																																						
盛岡市西部公民館	盛岡市南青山町6番1号																																																						
盛岡市浜民公民館	盛岡市浜民字鶴塚55番地																																																						
名称	位置																																																						
盛岡市松園地区公民館	盛岡市東松園二丁目5番3号																																																						
名称	位置																																																						
盛岡市見前地区公民館	盛岡市津志田中央二丁目9番1号																																																						
盛岡市飯岡地区公民館	盛岡市下飯岡8地割100番地																																																						
盛岡市乙部地区公民館	盛岡市乙部6地割79番地1																																																						
盛岡市見前南地区公民館	盛岡市西見前13地割50番地																																																						
名称	位置																																																						
盛岡市中央公民館	盛岡市愛宕町14番1号																																																						
盛岡市上田公民館	盛岡市上田四丁目1番1号																																																						
盛岡市河南公民館	盛岡市松尾町3番1号																																																						
盛岡市都南公民館	盛岡市永井24地割10番地1																																																						
盛岡市西部公民館	盛岡市南青山町6番1号																																																						
盛岡市浜民公民館	盛岡市浜民字鶴塚55番地																																																						
名称	位置																																																						
盛岡市松園地区公民館	盛岡市東松園二丁目5番3号																																																						
名称	位置																																																						
盛岡市見前地区公民館	盛岡市津志田中央二丁目9番1号																																																						
盛岡市飯岡地区公民館	盛岡市下飯岡8地割100番地																																																						
盛岡市乙部地区公民館	盛岡市乙部6地割79番地1																																																						

改正後	改正前																								
<p>4 盛岡市浜民公民館に次表のとおり地区公民館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市好摩地区公民館</td> <td>盛岡市好摩字野中69番地48</td> </tr> <tr> <td>盛岡市玉山地区公民館</td> <td>盛岡市日戸字鷹高50番地16</td> </tr> <tr> <td>盛岡市薮川地区公民館</td> <td>盛岡市薮川字外山93番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 盛岡市中央公民館に次表のとおり分館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市中央公民館太田分館</td> <td>盛岡市中太田深持9番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第8条まで 略 (利用料金)</p> <p>第8条の2 指定管理者が管理する公民館（盛岡市見前南地区公民館を除く。次条において同じ。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>第9条から第11条まで 略 (指定管理者による管理)</p> <p>第12条 公民館のうち盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館、盛岡市浜民公民館及び盛岡市見前南地区公民館（以下「盛岡市河南公民館等」という。）の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第13条 盛岡市河南公民館等の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするもの</p>	名称	位置	盛岡市好摩地区公民館	盛岡市好摩字野中69番地48	盛岡市玉山地区公民館	盛岡市日戸字鷹高50番地16	盛岡市薮川地区公民館	盛岡市薮川字外山93番地1	名称	位置	盛岡市中央公民館太田分館	盛岡市中太田深持9番地	<p>4 盛岡市浜民公民館に次表のとおり地区公民館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市好摩地区公民館</td> <td>盛岡市好摩字野中69番地48</td> </tr> <tr> <td>盛岡市玉山地区公民館</td> <td>盛岡市日戸字鷹高50番地16</td> </tr> <tr> <td>盛岡市薮川地区公民館</td> <td>盛岡市薮川字外山93番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 盛岡市中央公民館に次表のとおり分館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市中央公民館太田分館</td> <td>盛岡市中太田深持9番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第8条まで 略 (利用料金)</p> <p>第8条の2 指定管理者が管理する公民館 _____ の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>第9条から第11条まで 略 (指定管理者による管理)</p> <p>第12条 公民館のうち盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市浜民公民館 _____ の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第13条 盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市浜民公民館の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするもの</p>	名称	位置	盛岡市好摩地区公民館	盛岡市好摩字野中69番地48	盛岡市玉山地区公民館	盛岡市日戸字鷹高50番地16	盛岡市薮川地区公民館	盛岡市薮川字外山93番地1	名称	位置	盛岡市中央公民館太田分館	盛岡市中太田深持9番地
名称	位置																								
盛岡市好摩地区公民館	盛岡市好摩字野中69番地48																								
盛岡市玉山地区公民館	盛岡市日戸字鷹高50番地16																								
盛岡市薮川地区公民館	盛岡市薮川字外山93番地1																								
名称	位置																								
盛岡市中央公民館太田分館	盛岡市中太田深持9番地																								
名称	位置																								
盛岡市好摩地区公民館	盛岡市好摩字野中69番地48																								
盛岡市玉山地区公民館	盛岡市日戸字鷹高50番地16																								
盛岡市薮川地区公民館	盛岡市薮川字外山93番地1																								
名称	位置																								
盛岡市中央公民館太田分館	盛岡市中太田深持9番地																								

改正後	改正前
<p>は、教育委員会が定める期限までに教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) サービスの向上が図られること。</p> <p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p> <p>第14条及び第15条 略 (指定管理者による管理の基準)</p> <p>第16条 指定管理者の行う盛岡市河南公民館等の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、社会教育法、この条例及びこの条例に基づく規則、教育委員会規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報に適正に管理すること。 (指定管理者の業務)</p> <p>第17条 盛岡市河南公民館等の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。</p> <p>(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは盛岡市河南公民館等</p>	<p>は、教育委員会が定める期限までに教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) サービスの向上が図られること。</p> <p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p> <p>第14条及び第15条 略 (指定管理者による管理の基準)</p> <p>第16条 指定管理者の行う盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市浜民公民館の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、社会教育法、この条例及びこの条例に基づく規則、教育委員会規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報に適正に管理すること。 (指定管理者の業務)</p> <p>第17条 盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市浜民公民館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。</p> <p>(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは盛岡市河南公民館、盛岡市</p>

改正後	改正前
<p>からの退去を命ずること。</p> <p>(7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。</p> <p>(8) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、盛岡市河南公民館等の管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときは、同様とする。 (事業報告書の提出)</p> <p>第18条 指定管理者は、毎年度終了後、教育委員会が定める日までに、当該年度について次の事項(盛岡市見前南地区公民館を管理する指定管理者にあつては、第3号の事項を除く。以下この条において同じ。)を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、教育委員会が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況</p> <p>(2) 使用者の数</p> <p>(3) 利用料金の収入実績</p> <p>(4) 管理経費の収支状況</p> <p>(5) その他教育委員会が必要であると認めた事項</p> <p>第19条及び第20条 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号)</p>	<p>都南公民館及び盛岡市浜民公民館からの退去を命ずること。</p> <p>(7) 指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行うこと。</p> <p>(8) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、盛岡市河南公民館、盛岡市都南公民館及び盛岡市浜民公民館の管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときは、同様とする。 (事業報告書の提出)</p> <p>第18条 指定管理者は、毎年度終了後、教育委員会が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、教育委員会が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況</p> <p>(2) 使用者の数</p> <p>(3) 利用料金の収入実績</p> <p>(4) 管理経費の収支状況</p> <p>(5) その他教育委員会が必要であると認めた事項</p> <p>第19条及び第20条 略 附 則 略</p>

改正後						
1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。						
盛岡市見前南地区公民館に係る改正後の盛岡市公民館条例第13条及び第14条に規定する指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。						
別表（第8条関係）						
(1)から(10)まで 略						
(11) 盛岡市見前南地区公民館						
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
ホール	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円
調理室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
視聴覚室	1,400円	1,800円	1,400円	3,200円	3,200円	4,600円
研修室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
工芸室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
備考 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。						
(12) 盛岡市好摩地区公民館						
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
会議室	420円	420円	420円	840円	840円	1,260円
備考 暖房を使用する場合は、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料として徴収する。						
(13) 盛岡市玉山地区公民館						
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで

改正前						
別表（第8条関係）						
(1)から(10)まで 略						
(11) 盛岡市好摩地区公民館						
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
会議室	420円	420円	420円	840円	840円	1,260円
備考 暖房を使用する場合は、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料として徴収する。						
(12) 盛岡市玉山地区公民館						
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで

改正後						
	1時まで	5時まで	9時まで	5時まで	9時まで	9時まで
ホール	1,680円	1,680円	1,680円	3,360円	3,360円	5,040円
調理室	420円	420円	420円	840円	840円	1,260円
会議室	310円	310円	310円	620円	620円	930円
備考 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。						
(14) 盛岡市薮川地区公民館						
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室	310円	310円	310円	620円	620円	930円
和室	210円	210円	210円	420円	420円	630円
調理室	210円	210円	210円	420円	420円	630円
備考 暖房を使用する場合は、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料として徴収する。						

改正前						
	1時まで	5時まで	9時まで	5時まで	9時まで	9時まで
ホール	1,680円	1,680円	1,680円	3,360円	3,360円	5,040円
調理室	420円	420円	420円	840円	840円	1,260円
会議室	310円	310円	310円	620円	620円	930円
備考 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。						
(13) 盛岡市薮川地区公民館						
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室	310円	310円	310円	620円	620円	930円
和室	210円	210円	210円	420円	420円	630円
調理室	210円	210円	210円	420円	420円	630円
備考 暖房を使用する場合は、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料として徴収する。						

議案第 79 号

盛岡市アイスアリーナ条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

スケートリンク機能を廃止し通年フロア化することから、アイスアリーナの名称、開設期間及び使用時間並びに使用料の区分及びその額を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 施設の名称を「盛岡市総合アリーナ」に改める。

(条例名も「盛岡市総合アリーナ条例」に変更)

(2) 冬期に係る開設期間及び使用時間の区分を廃止し、開設期間を通年とするとともに、開館時間を午前9時から午後9時までとする。

(3) 冬期に係る使用料に関する規定を削るほか、次のとおり、使用料の額の改定を行うとともに、新たな使用区分を設け、その使用料の額を定める。

区分			改正前	改正後	
アマチュアスポーツに使用する場合	全面使用	土曜日及び休日	午前9時から午後1時まで	16,800円	20,200円
			午後1時から午後5時まで	17,800円	21,400円
			午後5時から午後9時まで	18,900円	22,800円
		その他の日	午前9時から午後1時まで	12,600円	15,200円
			午後1時から午後5時まで	13,600円	16,400円
			午後5時から午後9時まで	14,700円	17,800円
	片面使用	土曜日及び休日	午前9時から午後1時まで	8,400円	10,200円
			午後1時から午後5時まで	8,900円	10,800円
			午後5時から午後9時まで	9,400円	11,600円
		その他の日	午前9時から午後1時まで	6,300円	7,600円
			午後1時から午後5時まで	6,800円	8,200円
			午後5時から午後9時まで	7,300円	9,000円
3分の1面使用	土曜日及び休日	午前9時から午後1時まで	-	6,800円	
		午後1時から午後5時まで		7,200円	
		午後5時から午後9時まで		7,600円	

	その他の日	午前9時から午後1時まで	-	5,200円
		午後1時から午後5時まで		5,600円
		午後5時から午後9時まで		6,000円
集会, 展示会, 式典 その他これらに類する 催しに使用する場 合	土曜日及び休日	午前9時から午後1時まで	168,000円	202,000円
		午後1時から午後5時まで	178,500円	214,000円
		午後5時から午後9時まで	189,000円	228,000円
	その他の日	午前9時から午後1時まで	126,000円	152,000円
		午後1時から午後5時まで	136,500円	164,000円
		午後5時から午後9時まで	147,000円	178,000円
音楽, 芸能, スポー ツ等の興行に使用す る場合	土曜日及び休日	午前9時から午後1時まで	201,600円	242,400円
		午後1時から午後5時まで	214,200円	256,800円
		午後5時から午後9時まで	226,800円	273,600円
	その他の日	午前9時から午後1時まで	151,200円	182,400円
		午後1時から午後5時まで	163,800円	196,800円
		午後5時から午後9時まで	176,400円	213,600円

3 施行期日

平成29年4月1日

改正後	改正前																
<p>○盛岡市総合アリーナ条例 平成元年9月29日条例第35号 改正 略 平成28年6月 日条例第 号 盛岡市総合アリーナ 条例 (趣旨) 第1条 この条例は、総合アリーナ の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 スポーツをはじめとする多様な催しの場を提供する施設として、総合アリーナを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市総合アリーナ</td> <td>盛岡市本宮五丁目4番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間) 第3条 総合アリーナ の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する総合アリーナ にあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>	名称	位置	盛岡市総合アリーナ	盛岡市本宮五丁目4番1号	<p>○盛岡市アイスアリーナ条例 平成元年9月29日条例第35号 改正 略 盛岡市アイスアリーナ条例 (趣旨) 第1条 この条例は、アイスアリーナの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 アイスアリーナを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市アイスアリーナ</td> <td>盛岡市本宮五丁目4番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開設期間及び使用時間) 第3条 アイスアリーナの開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理するアイスアリーナ にあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。)が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">開設期間</th> <th style="width: 60%;">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">冬期</td> <td>10月20日から翌年3月31日まで</td> <td>一般使用の場合 (1) 月曜日及び金曜日 正午から午後7時15分まで (2) 火曜日、水曜日及び木曜日 正午から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市アイスアリーナ	盛岡市本宮五丁目4番1号	区分	開設期間	使用時間	冬期	10月20日から翌年3月31日まで	一般使用の場合 (1) 月曜日及び金曜日 正午から午後7時15分まで (2) 火曜日、水曜日及び木曜日 正午から午後6時まで		
名称	位置																
盛岡市総合アリーナ	盛岡市本宮五丁目4番1号																
名称	位置																
盛岡市アイスアリーナ	盛岡市本宮五丁目4番1号																
区分	開設期間	使用時間															
冬期	10月20日から翌年3月31日まで	一般使用の場合 (1) 月曜日及び金曜日 正午から午後7時15分まで (2) 火曜日、水曜日及び木曜日 正午から午後6時まで															

改正後	改正前
<p>(休館日) 第4条 総合アリーナ の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。 (1) 毎月第3火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その翌日) (2) 1月1日及び12月31日 (使用の許可等) 第5条 総合アリーナ を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、総合アリーナ の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、総合アリーナ の管理上適当でないとき。</p>	<p>(3) 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)、1月2日及び3日並びに12月29日及び30日 午前10時から午後6時まで 貸切使用の場合 午前9時から午後9時まで 夏期 4月20日から9月30日まで 午前9時から午後9時まで (休館日) 第4条 アイスアリーナの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。 (1) 毎月第3火曜日(その日が祝日法による休日)に当たるときは、その翌日) (2) 1月1日及び12月31日 (使用の許可等) 第5条 アイスアリーナ を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、アイスアリーナ の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、アイスアリーナ の管理上適当でないとき。</p>

改正後	改正前
<p>3 市長は、<u>総合アリーナ</u>の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、<u>総合アリーナ</u>の管理上必要があると認めるとき又は前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは<u>総合アリーナ</u>からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前条第3項の条件に違反したとき。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第7条 使用者は、<u>総合アリーナ</u>において次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 許可を受けなくて物品の販売その他の商行為をすること。</p> <p>(2) 許可を受けなくて印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、附属の施設又は設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 指定管理者が管理する<u>総合アリーナ</u>の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あら</p>	<p>3 市長は、<u>アイスアリーナ</u>の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、<u>アイスアリーナ</u>の管理上必要があると認めるとき又は前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは<u>アイスアリーナ</u>からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前条第3項の条件に違反したとき。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第7条 使用者は、<u>アイスアリーナ</u>において次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 許可を受けなくて物品の販売その他の商行為をすること。</p> <p>(2) 許可を受けなくて印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、附属の施設又は設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 指定管理者が管理する<u>アイスアリーナ</u>の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あら</p>

改正後	改正前
<p>かじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料(指定管理者が管理する<u>総合アリーナ</u>にあつては、利用料金。次条において同じ。)を減免することができる。ただし、ロッカーの使用料は、この限りではない。</p> <p>(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者(以下「障害者」という。)及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき(営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の不返付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、返付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により<u>総合アリーナ</u>を使用することができなかったときその他特別の理由があると市長が認めるときは、使用料の全部又は一部を返付することができる。</p> <p>第12条 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第13条 <u>総合アリーナ</u>の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第14条 <u>総合アリーナ</u>の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。</p>	<p>かじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料(指定管理者が管理する<u>アイスアリーナ</u>にあつては、利用料金。次条において同じ。)を減免することができる。ただし、ロッカーの使用料は、この限りではない。</p> <p>(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者(以下「障害者」という。)及び当該障害者の介護を行う者が個人で使用するとき並びに障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき(営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の不返付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、返付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により<u>アイスアリーナ</u>を使用することができなかったときその他特別の理由があると市長が認めるときは、使用料の全部又は一部を返付することができる。</p> <p>第12条 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第13条 <u>アイスアリーナ</u>の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかったとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第14条 <u>アイスアリーナ</u>の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) サービスの向上が図られること。</p> <p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p> <p>第15条及び第16条 略 (指定管理者による管理の基準)</p> <p>第17条 指定管理者の行う総合アリーナの管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)</p> <p>第18条 総合アリーナの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。</p> <p>(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは総合アリーナからの退去を命ずること。</p> <p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p>	<p>2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) サービスの向上が図られること。</p> <p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p> <p>第15条及び第16条 略 (指定管理者による管理の基準)</p> <p>第17条 指定管理者の行うアイスアリーナの管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)</p> <p>第18条 アイスアリーナの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開設期間又は使用時間を変更すること。</p> <p>(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはアイスアリーナからの退去を命ずること。</p> <p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p>

改正後	改正前																					
<p>(8) 前各号に掲げるもののほか、総合アリーナの管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>第19条 略 (委任)</p> <p>第20条 この条例に定めるもののほか、総合アリーナの管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号) この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>別表 (第8条関係)</p>	<p>(8) 前各号に掲げるもののほか、アイスアリーナの管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>第19条 略 (委任)</p> <p>第20条 この条例に定めるもののほか、アイスアリーナの管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 (第8条関係)</p> <p>(1) 一般使用の場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">一般</th> <th>高等学校</th> <th>小学校児童及び中</th> </tr> <tr> <th>生徒</th> <th>学校生徒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通使用 (1回につき)</td> <td>500円</td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>回数使用 (6回につき)</td> <td>2,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定期使用 (1冬期につき)</td> <td>競技関係者</td> <td>10,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>20,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表は、冬期 (専らアイススケート場として使用に供する期間をいう。次号の表において同じ。) の使用について適用する。</p> <p>2 「競技関係者」とは、市長が定める体育団体に登録している者をいう。</p> <p>(2) 貸切使用の場合の使用料</p>	区分	一般	高等学校	小学校児童及び中	生徒	学校生徒	普通使用 (1回につき)	500円	300円	200円	回数使用 (6回につき)	2,500円	1,500円	1,000円	定期使用 (1冬期につき)	競技関係者	10,000円	6,000円	その他の者	20,000円	12,000円
区分	一般			高等学校	小学校児童及び中																	
		生徒	学校生徒																			
普通使用 (1回につき)	500円	300円	200円																			
回数使用 (6回につき)	2,500円	1,500円	1,000円																			
定期使用 (1冬期につき)	競技関係者	10,000円	6,000円																			
	その他の者	20,000円	12,000円																			

改正後		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
区分				
アマチュアスポーツに使用する場合	全 面 土曜日及び休日	20,200円	21,400円	22,800円
	その他の日	15,200円	16,400円	17,800円
	半 面 土曜日及び休日	10,200円	10,800円	11,600円
	その他の日	7,600円	8,200円	9,000円
	3分の1の1面使用	6,800円	7,200円	7,600円
	その他の日	5,200円	5,600円	6,000円
集会、展示会、式典その他これらに類する催しに使用する場合	土曜日及び休日	202,000円	214,000円	228,000円
	その他の日			

改正前		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
区分				
冬期アマチュアスポーツに使用する場合	土曜日及び休日	53,600円	54,600円	55,700円
	その他の日	41,000円	42,000円	43,000円
集会、展示会、式典その他これらに類する催しに使用する場合	土曜日及び休日	214,200円	218,400円	222,600円
	その他の日	163,800円	168,000円	172,200円
音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合	土曜日及び休日	267,800円	273,000円	278,300円
	その他の日	204,800円	210,000円	215,200円
夏期アマチュアスポーツに使用する場合	全 面 土曜日及び休日	16,800円	17,800円	18,900円
	その他の日	12,600円	13,600円	14,700円
	半 面 土曜日及び休日	8,400円	8,900円	9,400円
	その他の日	6,300円	6,800円	7,300円
集会、展示会、式典その他これらに類する催しに使用する場合	土曜日及び休日	168,000円	178,500円	189,000円
	その他の日			

改正後		152,000円	164,000円	178,000円
用する場合	その他の日			
音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合	土曜日及び休日	242,400円	256,800円	273,600円
	その他の日	182,400円	196,800円	213,600円

改正前		126,000円	136,500円	147,000円
る催しに使用する場合	その他の日			
音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合	土曜日及び休日	201,600円	214,200円	226,800円
	その他の日	151,200円	163,800円	176,400円

備考

- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。
- 2以上の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用時間区分の使用料の額を合算した額とする。
- 使用時間が使用時間区分の時間数に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
- 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の額内で市長が定める額を加算した額とする。

備考

- 「夏期」とは、冬期以外の期間をいう。
- 「休日」とは、日曜日、祝日法による休日、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいう。
- 2以上の使用時間区分にわたって使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用時間区分の使用料の額を合算した額とする。
- 使用時間が使用時間区分の時間数に満たない場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、当該使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間30分までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額の5割に相当する額とする。
- 入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の使用料の額は、この表により算定した額にその額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 専ら準備又は撤去のために使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 機械又は器具を設置して電気を使用する場合（第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の額内で市長が定める額を加算した額とする。

改正後	改正前
<p>とする。</p> <p>8. 冷暖房を使用する場合は、規則で定める冷房料又は暖房料を徴収する。</p> <p>9. この表により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>とする。</p> <p>9. 冷暖房を使用する場合は、規則で定める冷房料又は暖房料を徴収する。</p> <p>10. この表により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>

議案第 88 号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

第 190回通常国会において「地方税法等の一部を改正する等の法律案」が可決、成立し公布されたことに伴い、盛岡市市税条例等の一部を改正する必要が生じることから、地方自治法（昭和 22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定に基づく専決処分により改正したものである。

2 改正の内容

(1) 固定資産税関係

再生可能エネルギー発電設備に係る地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）による特例割合

ア 太陽光発電設備及び風力発電設備については、3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において条例で定める割合とされることから、これを3分の2と定める。

イ 水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備については、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において条例で定める割合とされることから、これを参酌割合の2分の1に定める。

(2) 国民健康保険税関係

ア 医療給付費課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を次のように改める。

区分	改正前	改正後
医療給付費課税額	52万円	54万円
後期高齢者支援金等課税額	17万円	19万円
介護納付金課税額	16万円	変更なし

イ 低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡大する。

※前年の所得が基準以下の世帯に対しては、均等割額と平等割額が軽減される。

(7) 5割軽減の拡大—軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

改正前	改正後
33万円+26万円×被保険者数	33万円+26.5万円×被保険者数

(1) 2割軽減の拡大—軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

改正前	改正後

33万円+47万円×被保険者数	33万円+48万円×被保険者数
-----------------	-----------------

※7割軽減は現行の33万円~~で改正なし~~。

(3) その他 必要な規定の整備を行う。

3 施行期日 平成28年4月1日

【第1条】盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p> <p style="text-align: center;">改正 略 平成28年3月31日条例第36号</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第13条まで 略 (災害等による期限の延長)</p> <p>第14条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期限その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2 前項の指定は、市長が公示によつて行うものとする。</p> <p>3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において、当該期限を延長するものとする。</p> <p>前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後速やかに、その理由を記載した書面で行うものとする。</p> <p>5 市長は、第3項の規定により申告等に関する期限を延長したときは、期限その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。</p> <p>第15条から第49条の2まで 略 第49条の3 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第13条まで 略 (災害等による期限の延長)</p> <p>第14条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期限その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2 前項の指定は、市長が公示によつて行なうものとする。</p> <p>3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において、当該期限を延長するものとする。</p> <p>4 前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後すみやかに、その理由を記載した書面で行うものとする。</p> <p>5 市長は、第3項の規定により申告等に関する期限を延長したときは、期限その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。</p> <p>第15条から第49条の2まで 略 第49条の3 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産</p>

改正後	改正前
<p>又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、施行令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。))若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。))、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>第49条の4から第49条の5の5まで 略 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第49条の6 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規</p>	<p>について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、施行令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。))若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。))、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>第49条の4から第49条の5の5まで 略 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第49条の6 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規</p>

改正後	改正前
<p>定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>第50条から第131条まで 略</p> <p>(都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第132条 都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定された区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、<u>第22項から第24項まで</u>、第26項、第28項から第31項まで、<u>第33項又は第34項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3 法第349条の3の2第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。</p> <p>4 法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>第133条から第138条まで 略</p> <p>(保険税の課税額)</p> <p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年</p>	<p>定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>第50条から第131条まで 略</p> <p>(都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第132条 都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定された区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、<u>第23項、第24項</u>、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3 法第349条の3の2第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。</p> <p>4 法第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>第133条から第138条まで 略</p> <p>(保険税の課税額)</p> <p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年</p>

改正後	改正前
<p>法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が52万円を超える場合においては、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>第140条から第146条の10まで 略</p> <p>(保険税の減額)</p>	<p>法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が52万円を超える場合においては、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項に規定する世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>第140条から第146条の10まで 略</p> <p>(保険税の減額)</p>

改正後	改正前
<p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万5,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,340円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税</p>	<p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万5,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,340円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,728円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税</p>

改正後	改正前
<p>被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,480円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万1,000円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,100円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,200円</p>	<p>被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,480円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を_____を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万1,000円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万1,950円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,963円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,100円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,663円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,200円</p>

改正後	改正前
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,240円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 710円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,280円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円</p> <p>第147条の2から第150条まで 略</p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,585円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,240円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 710円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,280円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円</p> <p>第147条の2から第150条まで 略</p>

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第1条から第7条の2まで 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>3 法附則第15条第2項第3号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第7号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第39項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第40項に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>12 法附則第15条の8第4項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>第7条の3及び第7条の4 略</p> <p>(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各</p>	<p>附 則</p> <p>第1条から第7条の2まで 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第2号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>3 法附則第15条第2項第3号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>4 法附則第15条第2項第6号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>5 法附則第15条第39項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第40項に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>7 法附則第15条の8第4項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>第7条の3及び第7条の4 略</p> <p>(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の5 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各</p>

改正後	改正前
<p>号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第36項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>第7条の6から第15条の2まで 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、第17項、第18項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第32項、<u>第42項若しくは第45項</u>又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項」又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>第16条 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第17条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該</p>	<p>号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>第7条の6から第15条の2まで 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第15条の3 法附則第15条第1項、第17項、第18項、第20項、第21項、第23項、第24項、第26項、第32項若しくは第42項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第30項から第33項」とあるのは、「若しくは第30項から第33項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>第16条 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第17条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該</p>

改正後	改正前
<p>年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>17条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>2 前条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固</p>	<p>年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>17条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>2 前条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固</p>

改正後	改正前
<p>定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>第17条の3 略 （農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第18条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>第17条の3 略 （農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>第18条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>

改正後	改正前																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">負担水準の区分</th> <th style="text-align: center;">負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のも</td> <td style="text-align: center;">1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第18条の2から第39条まで 略 附則 略 附則（平成28年条例第36号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。 （固定資産税に関する経過措置）</p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例附則第7条の2の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>4 新条例附則第7条の2の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>5 新条例附則第7条の2の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>6 新条例附則第7条の2の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新</p>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のも	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">負担水準の区分</th> <th style="text-align: center;">負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のも</td> <td style="text-align: center;">1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第18条の2から第39条まで 略 附則 略</p>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のも	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のも	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のも	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				

改正後	改正前
<p>たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>新条例附則第7条の2の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。</p> <p>(都市計画税に関する経過措置)</p> <p>8. 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p> <p>(国民健康保険税に関する経過措置)</p> <p>9. 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	

【第2条】盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前						
○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号	○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号						
附 則 (平成27年条例第28号)	附 則 (平成27年条例第28号)						
第1条から第4条まで 略 (市たばこ税に関する経過措置)	第1条から第4条まで 略 (市たばこ税に関する経過措置)						
第5条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第14条に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。	第5条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第14条に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。						
2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第87条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円 (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円 (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円	2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第87条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円 (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円 (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円						
3 前項の規定の適用がある場合における新条例第90条第1項から第4項までの規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	3 前項の規定の適用がある場合における新条例第90条第1項から第4項までの規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">第90条第1項</td> <td style="width: 15%;">施行規則第34号の2様式</td> <td style="width: 70%;">地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節</td> </tr> </table>	第90条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">第90条第1項</td> <td style="width: 15%;">第34号の2様式</td> <td style="width: 70%;">地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節</td> </tr> </table>	第90条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節
第90条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節					
第90条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節					

改正後	改正前																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;">において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式</td> </tr> <tr> <td>第90条第2項</td> <td>施行規則第34号の2の2様式</td> <td>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式</td> </tr> <tr> <td>第90条第3項</td> <td>施行規則第34号の2の6様式</td> <td>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式</td> </tr> <tr> <td>第90条第4項</td> <td>施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式</td> <td>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式</td> </tr> </table>			において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式	第90条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式	第90条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式	第90条第4項	施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;">において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式</td> </tr> <tr> <td>第90条第2項</td> <td>第34号の2の2様式</td> <td>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式</td> </tr> <tr> <td>第90条第3項</td> <td>第34号の2の6様式</td> <td>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式</td> </tr> <tr> <td>第90条第4項</td> <td>第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式</td> <td>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式</td> </tr> </table>			において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式	第90条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式	第90条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式	第90条第4項	第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式
		において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式																							
第90条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式																							
第90条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式																							
第90条第4項	施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式																							
		において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式																							
第90条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式																							
第90条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式																							
第90条第4項	第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式																							
4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第84条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。	4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第84条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。																								
5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方	5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方																								

改正後			改正前		
<p>税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>前項の規定による申告書を提出した者は、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって、平成28年9月30日までに納付しなければならない。</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第16条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>6 前項の規定による申告書を提出した者は、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって、平成28年9月30日までに納付しなければならない。</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第16条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第16条	第90条第1項若しくは第2項、	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第28号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、	第16条	第90条第1項若しくは第2項、	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第28号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第16条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項	第16条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第16条第3号	第45条の5第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）又は第90条第1項若しくは第2項若しくは第118条の10第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限	第16条第3号	第45条の5第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）又は第90条第1項若しくは第2項若しくは第118条の10第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第	第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第

改正後			改正前		
		2号)附則第20条第4項の規定			2号)附則第20条第4項の規定
第90条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項	第90条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項	第92条の2	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項		当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項	第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
<p>8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻</p>			<p>8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻</p>		

改正後			改正前		
<p>たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>			<p>たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>		
<p>10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第5項	前項 附則第20条第4項 平成28年5月2日	第9項 附則第20条第10項において準用する同条第4項 平成29年5月1日	第5項	前項 附則第20条第4項 平成28年5月2日	第9項 附則第20条第10項において準用する同条第4項 平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日	第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第9項の 第5項及び前項	第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第9項の 第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項	第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項	第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項	第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項	第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項	第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項

改正後			改正前		
<p>11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。</p>			<p>11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。</p>		
<p>12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第7項の表第92条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項	第7項の表第92条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項	第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項	第8項	第4項	第9項
第5項	前項 附則第20条第4項 平成28年5月2日	第11項 附則第20条第12項において準用する同条第4項 平成30年5月1日	第5項	前項 附則第20条第4項 平成28年5月2日	第11項 附則第20条第12項において準用する同条第4項 平成30年5月1日

改正後		
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第11項の 第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内

改正前		
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第11項の 第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内

改正後		
に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。		
14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第5項	前項 附則第20条第4項	第13項 附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第13項の 第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項

改正前		
に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。		
14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第5項	前項 附則第20条第4項	第13項 附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第13項の 第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項

改正後			改正前		
項			項		
第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項	第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項	第8項	第4項	第13項
第6条及び第7条 略			第6条及び第7条 略		